

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回 鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合 新 施 設 建 設 等 検 討 委 員 会 専 門 部 会	
開 催 日 時	平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日（火） 開 会：午後 3 時 4 0 分 閉 会：午後 4 時 2 5 分	
開 催 場 所	鴻 巣 市 立 教 育 支 援 セ ン ター 東 館 会 議 室	
出 席 者 氏 名 ◎ 部 会 長 ○ 職 務 代 理 者	◎ 川 寄 幹 生、○ 荒 井 喜 久 雄、堀 口 郁 子 （名 簿 順 ・ 敬 称 略）	
欠 席 者（氏 名）	な し	
事 務 局 出 席 者	鴻 巣 行 田 北 本 環 境 資 源 組 合：程 塚 事 務 局 長 計 画 建 設 課：佐 野 課 長、島 田 主 幹、野 中 主 査、藤 原 主 査	
組 合 構 成 市 出 席 者	鴻 巣 市：長 島 環 境 経 済 部 長、馬 橋 環 境 経 済 部 副 部 長 関 口 環 境 経 済 部 環 境 課 長 行 田 市：前 島 環 境 経 済 部 環 境 課 長 北 本 市：加 藤 市 民 経 済 部 環 境 課 長	
会 議 内 容	1 開 会 2 議 題 ご み 処 理 方 式 の 評 価 手 法 に つ い て 3 そ の 他 4 閉 会	
会 議 資 料	（資 料 名 ・ 概 要 等） ・ 資 料 1 ご み 処 理 方 式 の 評 価 手 法 の 検 討	
そ の 他 必 要 事 項	1 傍 聴 人 3 人	
会 議 録 の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 署 名 押 印
	平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日	川 寄 幹 生 ㊟

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
	・ 開会 ・ 資料確認
事務局 A	それでは、これより議事に入ります。 専門部会設置規則第 4 条第 1 項によりまして、川寄部会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、議長として、議事の進行を務めさせていただきます。議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 本日の会議は、公開することにより率直な意見の交換ができなくなる恐れがあるため、会議は一般には非公開といたします。 なお、専門部会の検討結果につきましては、第 5 回検討委員会において、報告します。 それでは、「ごみ処理方式の評価手法について」を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局 B	議題 ごみ処理方式の評価手法について 【ごみ処理方式の評価手法の検討を用いて説明】
部会長	確認ですが、ごみ処理方式の評価・選定に総事業費は含まないという解釈でよろしいですか。
事務局 B	そうです。
部会長	わかりました。それでは、どなたか質問、意見などありましたらお願いいたします。
部会員 A	今回、発電量と売電量、燃料・薬剤等の使用量、排ガス量、二酸化炭素排出量については、統計的な標準値から計算されるとされています。この評価をするに当たって、例えば施設の能力が違えば排ガス量が違うという場合が考えられますが、それは平均して 1 kg 当たりどれぐらい出るとか、そういう比較をされるということでしょうか。
事務局 A	こちらにつきましては、各メーカーへアンケート調査を行いま

	して、ごみ処理方式による数値が出ます。それを平均して標準となるシグマから、どのぐらい上回っているか、どのぐらい下回っているかというところを、分散としてどちらに振れているのかを評価します。あくまでもプラントメーカーアンケート調査の結果で平均値を出すということです。
部会長	施設の内容が違っても評価できるのですか。
事務局 C	ここに出ていますように統計値という話がありますが、あくまでもメーカーアンケート調査は幾つ出てくるかわからないので、それが平均とならないと思うんですね。そうすると実際に公表されている数値を参考値にという形になると思います。
部会員 A	まず一般的な話が出てくるでしょうということで理解すればよろしいですか。
事務局 C	はい。
部会長	このアンケート調査により出てきた値を誰が精査するのですか。難しいところがあると思います。要は、本当にこれが適切な値なのかどうなのかということです。
事務局 C	プラントメーカーから出てきた数値が信頼を置けるものであるのかということです。
部会長	はい。
事務局 C	事務局で出てきた数値を一覧表などでお示しして、専門的な知見で皆様方にご判断をいただくような形になると思います。決して結果を報告して終わりということではありません。
部会長	わかりました。他にありますか。
部会員 B	評価基準のバツには、明らかに欠格と思われるバツと、そうでないバツがあります。明らかにこれじゃ困るよというのがある反面、そうでないのがあります。例えば、資料 5 ページの連続可能日数 90 日以上は不可能であるというのがバツになっているのは、維持管理基準に合致しないのだから、これは欠格です。

	他にもエネルギー回収率 19 %を得られないとか、焼却灰・飛灰、溶融スラグ等の資源化先を確保できない。或は、公害防止基準値への対応で基準を遵守できない。こういうのが仮にあったとしたら、最初からダメではないですか。 しかし、実績が 1 件もないというのは、それほど強い意味がないのではないかなという気がします。 例えば、あるメーカーは、ヨーロッパからストーカ炉の会社を買ったけど国内実績は全然ない。海外ではありますが。そういう取り扱いはどうするのですか。 実績がなければだめか。欠陥があるのか。技術認証でこれは良い施設だと言っているのに矛盾することになるのではないですか。バツの中には本当に欠格とするものと、そうでないものがあります。基準を遵守できないとかエネルギー回収率 19 %を得られないとかというのは、退場してもらうというように。 それでもバツがあった場合には、退場してもらうと考えるのですか。
事務局 A	そのような前提とします。
部会員 B	分かりました。
部会長	他にありますか。 今の実績数のところで、直近 10 年間での実績としているが、例えば 10 年前に 3 件あって、その後全然ない。直近につくったばかりの施設が 1 件あるとか、2 年前に 1 件つくったとか。10 年前に 3 件あって、その後全くない方が問題があるのではと思ってしまいますが、それが◎というのは、おかしいような感じもしないことはありません。要は直近で 3 件取るのと、10 年前に 3 件取るのが同じかと言ったらそうではないということです。
事務局 A	その点につきましては、基本的にごみ処理施設については、ダイオキシン対策特別措置法ができて排ガスの基準が厳しくなったところが 1 つの区切り目になって、それを基準と考えると 10

	年の実績は、新しい現在の基準に合致する施設として捉えていいと考え、節目として10年としています。
部会長	この選んだごみ処理方式は、10年間で同じように実績があるものですか。
事務局C	前回、●●部会員からのお話として、私の記憶が曖昧かもしれませんが、資料1の2ページ、上から3つ目、焼却方式の流動床式が確か1件、それ以外は複数件あったと記憶しています。
部会員B	焼却方式の流動床式は、平塚市にある施設が1件あるだけです。現在、北秋田市で規模の小さい施設を建設しています。 ガス化溶融方式のキルン式は、実績はあるものの、今は営業活動をやっていません。実績も1件ぐらいでお荷物になっています。
事務局C	そういった意味では、実績があるという事は重要であるという気がします。
部会長	他にありますか。
事務局A	1点訂正をお願いします。資料の7ページ、評価項目の公害防止基準値への対応の評価の視点について、まず、「排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭等」の「等」の文字を削除してください。 それから、評価基準の設定方法にも「等」がございますが、こちらの「等」も削除してください。 排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭の5つについて、評価していただきます。
事務局C	公害防止基準の内、排ガス及び悪臭については、自主基準値を設けています。それ以外の排水、騒音及び振動については、法令で定める基準としています。これらの基準値が守られるかどうかという観点となります。
部会員B	副生成物の資源化について、資源化先として安定したルートが確保されているかということで、焼却灰・飛灰、溶融スラグ等について、資源化先を確保できない場合はバツとなっています。どういう事業方式をとるかわかりませんが、事業者側に焼却灰・飛

	灰、溶融スラグ等の資源化先の確保を義務づけるという前提ですか。
事務局 A	資源化先の確保を義務づけるという前提で評価していただきたいと思います。
部会長	他にありますか。
部会員 A	8 ページの災害への対応の評価基準に「災害時に安全に停止できる。」とありますが、地震とか水害が起きた場合、それぞれの停止をする方法というのは違うのかなと思います。そこを含めて、種類によってもヒアリングをするということの理解でよろしいでしょうか。
事務局 A	ごみ処理方式で違いはありますが、安全に停止できるかできないかで評価していきたいと考えています。
部会員 B	地震に対しては感震器というのを付けて、重力加速度が 2 0 0 ガル以上あった場合については、自動停止させるというシステムがあります。もちろん感震器の精度の問題はありますが基本的なものはあります。 水害に対する施設の設備については、浸水位以上の場所に設置をして水害を避けることになっています。電気設備を 2 階に置くとか、プラットホームを少し高い位置にするとか、そういうことで解決できるのでごみ処理方式による差というのは出ないと思います。
部会長	熊本震災のときに熊本市の焼却炉が結構ダメージを受けて一生懸命修繕していたようです。●●部会員にお聞きしたいのですが、現状のプラントでは、あれぐらいの地震が起きた時に途中経路で外れたりずれたりとかしないような対策がされているのですか。
部会員 B	熊本市には 2 つ清掃工場があります。西部環境工場と東部環境工場です。止まったのは東部環境工場の方です。西部環境工場は今年竣工したばかりで、こちらは健全だったのですが、東部環境工場

	は約20年前にできたやつで、いわゆる災害に対する設計がちょっと甘かったのかな。今の建物は、震災の教訓から昭和56年につくられた新耐震設計基準で設計します。 補助的な設備、例えば配管のステーなんかがやられてしまうのは、それについてはあまり基本的な考え方ができていませんでした。でも、今は新耐震設計基準に準じた設備設計でやるということになっています。 そういう意味でまだ震災についての備えが甘かった時代の設計だったから被害を受けたということです。
部会長	ありがとうございます。
部会員B	今は、新耐震設計基準に設計強度を割り増しする方法があります。用途係数とか言っています。公共施設のうち、例えば寄宿舍、倉庫、車庫などは、新耐震基準の1.0倍で設計します。それから、ごみ処理施設なんかの場合は1.25倍で割り増しをします。市庁舎、消防署、警察署などの災害時等に特別な機能を発揮してもらわなければならない施設については1.5倍で設計するという基準をとっているところが多いと思います。 ですから、今回の施設も1.25倍でやるようになるのではないかと思います。こちらの市なり県がそういう基準を設けていないとそうはいかないのですが。
部会長	そういうのって上物だけですか。基礎も含めてですか。
部会員B	基礎も含めてです。
部会長	熊本に行って見ると、熊本市内はあまり被害を受けていないのですが、多分地盤が弱いところと強いところがあって、大体マンションでも倒壊している所は地盤が多分弱いんですね。 そういう点では、地盤が弱いところから外れているという事でしたでしょうか。
事務局C	屋根のぐしが軒並み落ちてしまったとかという、そういうことですか。

部会員 A	断層帯が走っているということじゃなくて。
部会長	活断層もありますよね。だからそういうところで何か工事をやるときは地盤をちゃんとするのが重要だと思います。
部会員 B	活断層の直上でなければ対策はできます。 いわゆるよく言われる地盤の流動化対策として、セメントミルクなどを入れて固めてしまうことを福岡でやっています。セメントでもいいし対策はできます。
事務局 C	建設候補地を選定する上では、洪水、それから揺れと断層と流動化など、そういったものを考慮して選んだということです。ただ、現況が農地で低いところありますので洪水の影響というのはありますけれども、流動化については、他の所と変わらないような状況だったと記憶しています。
部会長	他にありますか。
部会員 B	このごみ処理方式の評価は、要するにその方式が一定のレベル以上にあることを確認するというような意味ですね。1 方式に絞るということではないという事ですね。
部会長	それでいいでしょう。
部会員 B	それで、競争性を確保すると。
事務局 C	ある一定の水準以上のごみ処理方式を複数残して、施設整備基本計画の中でまとめていくという形だと思います。
部会長	他にありますか。
事務局 B	事務局から 1 点、資料の文言の訂正をお願いいたします。 4 ページの(2)ごみ処理方式の評価手法の文章中、5 行目に「具体的には、得られたデータの平均値に対して、分散 (σ) 以上」とありますが、この「分散」という文言を「標準偏差」に訂正をお願いいたします。
事務局 C	そうすると、最後から 2 行目の分散も標準偏差に。
事務局 B	同じです。はい。

部会員 B	データ数が少ないから、きれいになるかわからないですね。これ正規分布を前提としているから、正規分布の 66 % ぐらいのレンジに入っていたらいいかなと。
部会長	他にありますか。ありませんか。それでは、ごみ処理方式の評価手法については、事務局案のとおりとするということでよろしいでしょうか。
	(「はい。」という声あり。)
部会長	それでは、ごみ処理方式の評価方法については、事務局案のとおりといたします。
	以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様には議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
	司会進行を事務局にお返しいたします。
事務局 A	ありがとうございました。
	続きまして、次第の 3 番、「その他」について、事務局から事務連絡がございます。
事務局 D	事務局より事務連絡をさせていただきます。本日、第 4 回検討委員会の資料を配付させていただいています。それと、第 3 回検討委員会に欠席された川寄委員と堀口委員には見学したところの資料等を併せて配布していますので、よろしくお願いいたします。
事務局 A	皆様から何かご質問等ございますか。よろしいですか。
	それでは、以上をもちまして、第 2 回専門部会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。